



# 消費税法改正のあらまし

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次の通りです。

1. 消費税率の引き上げ
2. 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度の創設
3. 任意の中間申告制度の創設
4. 税率引き上げに伴う経過措置

## 1. 消費税率の引き上げ

消費税率及び地方消費税率が次の2段階で引き上げられることとされました。



## 2. 特定新規設立法人に係る事業者免税点の不適用制度の創設

資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の新規設立法人でも、一定の条件に該当する場合には納税義務が免除されないこととなりました。

### 適用

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人から適用されます。

### 条件

下記①②両方の条件を満たす場合に適用

- ①親会社等が、その新規設立した子会社の株式等の50%超を直接・間接的に保有している
- ②新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間において、親会社等の課税売上高が5億円を超えている

## 3. 任意の中間申告制度の創設

前期の確定消費税額が60万円以下(地方消費税含む)の事業者は中間申告が不要とされていますが、税率引き上げを踏まえ、自主的に中間申告による納税を希望する事業者について、届出をすれば中間申告(半期)により納税することができるようになりました。

### 適用開始時期

- 法人 → 平成26年4月1日以後に開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から
- 個人事業者 → 平成27年分から

## 4. 税率引き上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後の資産の譲渡等について適用されますが、適用開始日以後に行われるものでも一定のものについては、改正前の税率を適用することとなるなどの経過措置が講じられています。

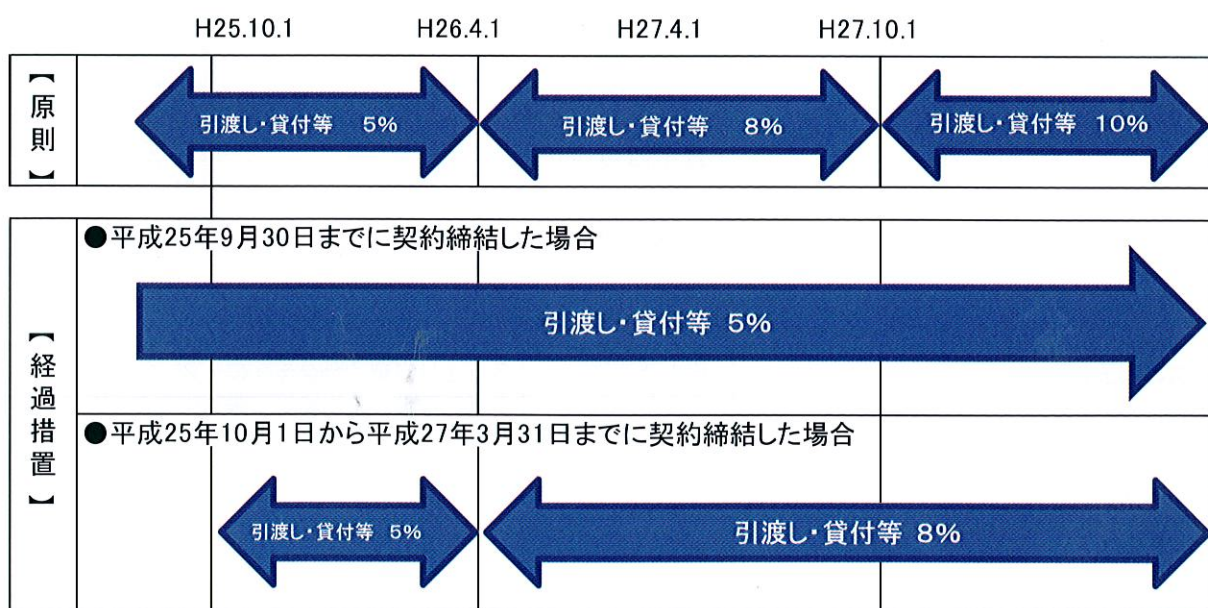
### 具体例 建設請負工事等

建設請負工事契約や不動産賃貸借契約については、税率改正日(平成26年4月1日又は平成27年10月1日)前に契約が締結されていても、完成引渡しや貸付が税率改正日以後に行われる場合は原則として新税率(8%又は10%)が適用されます。

ただし、契約締結が一定期間内に行われた場合には旧税率(5%又は8%)を適用する経過措置が適用されます。

契約日	引渡し・貸付等	税率	備考
平成25年10月1日から 平成27年3月31日まで	平成26年3月31日まで	5%	—
	平成26年4月1日以後	8%	経過措置

※平成25年9月30日までに契約が締結され、引き渡しが平成26年4月1日以後の工事請負等は、旧税率の5%の経過措置が適用されます。



上記の内容でご不明な点等がございましたら、当事務所・監査担当者までお問い合わせ下さい。

(文責:溝口 則子)

〈参考文献〉  
 国税庁HP  
 TKC出版《事務所通信消費税増税対応》

